奥州市奨学資金養成医師の配置基本パターン

１　初期臨床研修(２年)

大学卒業後の臨床研修は、原則として奥州市立病院及び診療所との連携を図るため、岩手県立胆沢病院で行ってください。

　　なお、県立胆沢病院でのマッチングが成立しなかった場合は、専門研修との連動を図るため、極力岩手県内の臨床研修病院で行ってください。

　　また、初期臨床研修期間は、義務履行期間にはなりません。

２　義務履行期間について

(1)　奥州市立病院及び診療所での勤務をお願いする期間です。奨学資金の借入れ内容により変わります。

(2)　義務履行期間の計算は、①月額貸付を受けた期間＋②入学一時金の貸付を受けた方は３年＋③入学準備金の貸付を受けた方は、30万円を１月とし最大12月を加算した期間です。なお、入学準備金（胆江枠）は加算対象にはなりません。

(3)　義務履行期間は、一括全期間履行でも数回に分けての分割履行でも可能です。

３　義務履行猶予期間について

　　義務履行猶予期間とは、専門病院での研修や大学院での研究期間(キャリア形成期間)として、奥州市立病院等での義務履行を免除する期間のことです。

期間は10年です。義務履行猶予期間は、一括取得でも分割取得でも可能です。

４　配置パターン例

例えば、義務履行期間が９年、義務履行猶予期間が10年の方の場合は、19年の間に９年間、奥州市立病院や診療所で勤務をしていただくことになります。

　　なお、月額貸付期間が４年以上ある方が初期臨床研修を県内で行った場合、奨学資金を途中返還しない場合は義務履行期間が１年間減じる措置が行われます。

〇　義務履行期間6年の例

※　初期臨床2年：専門研修5年　＋　奥州市立病院等6年⇒△1年

岩手県内　　義務猶予5年　　　　義務履行5年　※　ただし、初期臨床研修が県内のため義務履行1年短縮

※　初期臨床2年：専門研修2年＋奥州市立病院等2年＋大学院4年＋奥州市立病院等4年

岩手県外　　義務猶予2年　　義務履行2年　　　　　義務猶予4年　義務履行4年

〇　義務履行期間10年の例

※　初期臨床2年：専門研修3年＋奥州市立病院等6年＋大学院4年＋奥州市立病院等4年⇒△1年

岩手県内　　　　義務猶予3年　　義務履行6年　　　　　義務猶予4年　義務履行3年　※　義務履行1年短縮

※　初期臨床2年：専門研修4年＋奥州市立病院等4年＋大学院4年＋奥州市立病院等6年

岩手県外　　　　義務猶予4年　　義務履行4年　　　　　義務猶予4年　義務履行6年